

埼玉県医療的ケア児等支援者養成研修
埼玉県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

総論①



埼玉県医療的ケア児等支援センター 平

総論①

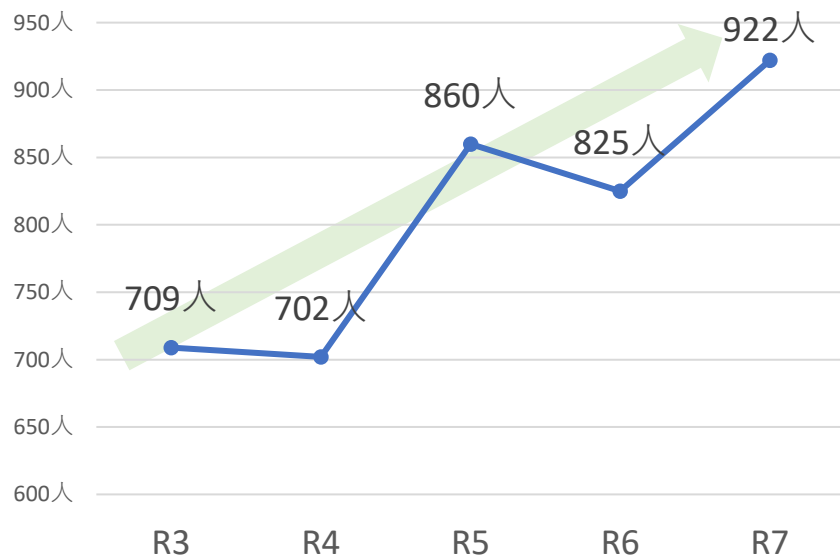
- ・ 地域におけるこどもの発達と支援
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
- ・ 埼玉県の現状



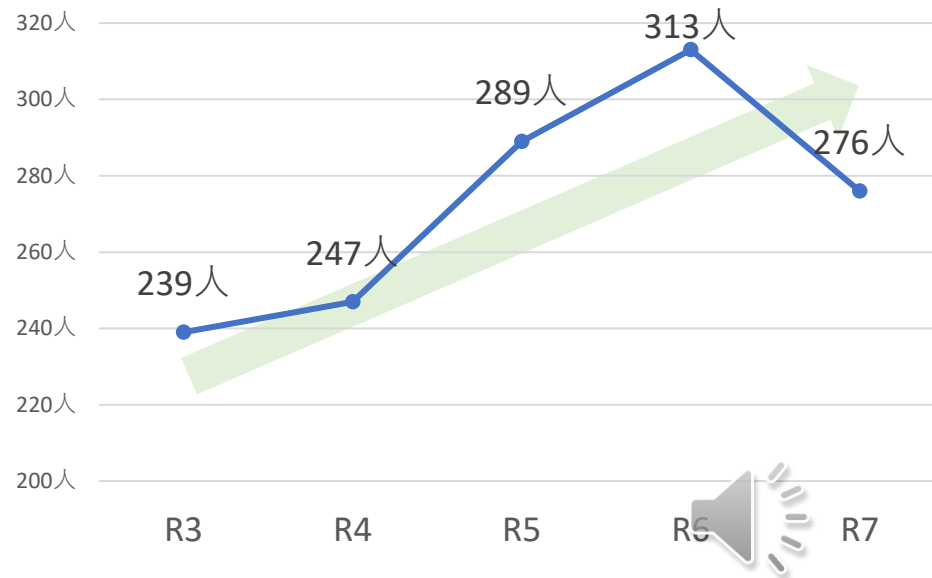
埼玉県での医療的ケア児者の推移

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児者は、医療の進歩を背景に増加傾向にある。

【医療的ケア児（在宅）】



【医療的ケア者（在宅）】



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

仕事と育児を両立させたい...

先々の子育ての見通しが見つからない...

医療的ケア児に係る様々な相談

兄弟に関わる時間がとれない...

緊急時の預け先がない...

夜間のケアがづらい...

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

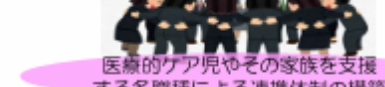
市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等

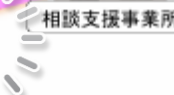
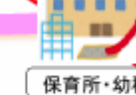
訪問看護ステーション

医療機関

障害児通所支援事業所



医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築



支援の実施

センター設置により相談先が明確化。



医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いか分からない...



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の基本的事項

○この研修でいう「医療的ケア児等」とは

- ・人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者
- ・重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者

○この研修の受講対象者とは

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合調整することになります。このため、研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。

また、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ当事者の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。



「医療的ケア児等コーディネーター」に求められる資質・役割

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくためび家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（資本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力



地域におけるこどもの発達と支援

<こどもは関わりの中で育つ>

- ・ 周りからの働きかけ、ふれあい、五感を刺激する関わりが、こどもの体験となって積み重なり、発達が促されます。
- ・ 様々な関わりを通じて、何をしているときに楽しいか、いやなのか、こどもの中で感覚が分化されていきます。
- ・ 本人がどのような感覚にいるのか、表情や体の動きなどを観察することで周りの人が推測できるようになると、本人の個性を知る手掛かりになります。
 - ・ 初めは主たる養育者との2者関係から始まります。
 - ・ 養育者との2者関係を基盤にして、徐々に他者との関係を広げていきます。
 - ・ 他者との関係を構築できるようになり、自立へ向かいます。



★大きな流れは、こどもに障害があっても、なくても、同じです。

地域におけるこどもの発達と支援

<こどもに関わる人、過ごせる場所を増やす>

- ・ 医ケア児の場合、体調面、医療面などの課題により、経験できることに制限があることが多いです。
- ・ しかし、環境さえ整えば、経験できることも多くあります。
- ・ 多ければ多いほどいい、という一方向のものではないと思いますが、選択肢が確保されていることは大切です。

保健センター、保育所、幼稚園、子育てサロン、ファミリーサポート、医療機関、児童相談所、学校、塾、親族、ママ友、自治会、近所の人たち、随时出会う人
間接的にも…子育て支援施策の財源となる税金を支払う人たち、こども用の設備やグッズを開発する人たち、インターネットで子育て情報をいろいろ発信してくれる人などなど



★当たり前の支援が、医ケア児にも届くように

総論①

- ・ 地域におけるこどもの発達と支援

- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律

- ・ 埼玉県の現状



法律の成り立ち

これまでの法制度では
医療、保健、福祉、教育、労働等
医療的ケア児等の支援に適用できない



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(医療的ケア児支援法)

令和3年9月18日施行



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
 - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う



施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

総論①

- ・ 地域におけるこどもの発達と支援
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律

- ・ 埼玉県の現状



埼玉県における医療的ケア児等支援体制

医療的ケア児等・家族



専門的相談

一般相談

医療的ケア児等支援センター

県センター

地域センター（4か所）

医療的ケア児等コーディネーター

人材育成・専門人材の確保

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成
- ・事業所の人材育成支援
- ・専門職アドバイザーの登録

支援事例・事業所データ集積

- ・相談支援情報、事業所情報の集約
- ・支援事例の集積、共有
- ・普及啓発

支援体制の整備・多機関調整

- ・市町村、事業所の体制整備支援
- ・福祉、保健、教育、小児医療、在宅医療、就労支援機関との連携
- ・協議の場の運営
- ・政策立案

県域

13

医療的ケア児等コーディネーター

個別支援

- ・どこに相談したらよいか、わからない方への一元的な相談窓口
- ・適切な支援機関へのつなぎ

市町村・支援機関支援

- ・困難事例の対応
- ・支援機関、支援者への個別支援
- ・支援事例の集積、共有

家族支援

- ・家族間のネットワークづくり
- ・必要なサービスの情報共有

圏域内支援体制の整備

- ・地域の社会資源の創出支援
- ・地域の専門人材の育成支援
- ・圏域内のネットワークづくり

地域

医療的ケア児等コーディネーター

市町村

個別支援

- ・本人家族の相談対応
- ・ケアマネジメント
- ・適切な社会資源の利用支援

市町村内支援体制の整備

- ・市町村内のネットワークづくり
- ・市町村での政策立案

市町村域



埼玉県医療的ケア児等支援センター

北部

地域センター たいよう

委託先：社会福祉法人清風会（熊谷市）

東部

地域センター ともに

委託先：社会福祉法人ともに福祉会（春日部市）

西部

地域センター かけはし

委託先：社会福祉法人埼玉医大福祉会（川越市）

県センター

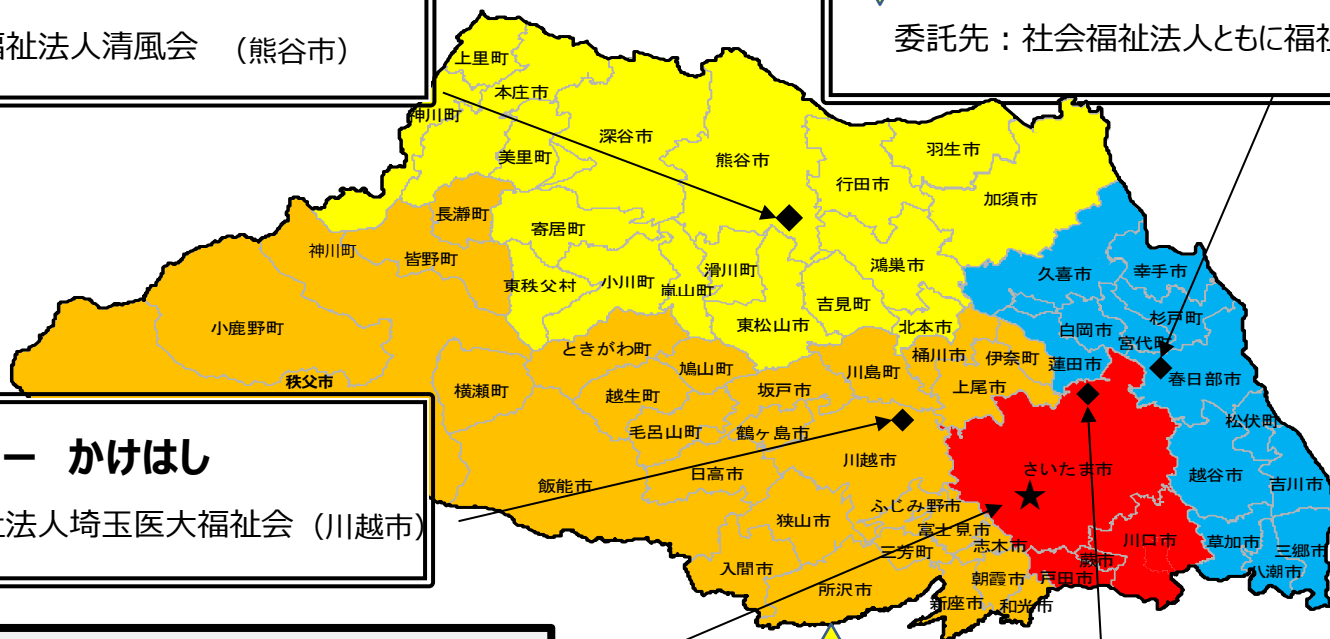
県直営（さいたま新都心）



南部

地域センター カリヨンの杜

委託先：社会福祉法人桜楓会（さいたま市）



埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ①

令和7年度実績

1 センター別相談件数

センター	件数
地域センター かけはし	106
地域センター たいよう	93
地域センター とともに	63
地域センター カリヨンの杜	79
県センター	90
合計	431

2 相談方法

相談方法	件数
電話	348
メール	48
来所	20
訪問	6
その他	9

3 医療的ケア児者の年齢区分

年齢	件数
0歳	31
就学前（1～6歳）	95
小学生（6～12歳）	40
中学生（12～15歳）	12
高校生（15～18歳）	18
高卒後、18歳以上	25

4 相談者内訳

相談者	件数	割合
本人・保護者	91	21%
障害児者施設・事業所	34	8%
相談支援事業所	70	16%
保育所・認定こども園・幼稚園	10	2%
学校	3	1%
特別支援学校	4	1%
保健所・保健センター	29	7%
その他行政機関	87	20%
医療機関	35	8%
その他	68	16%

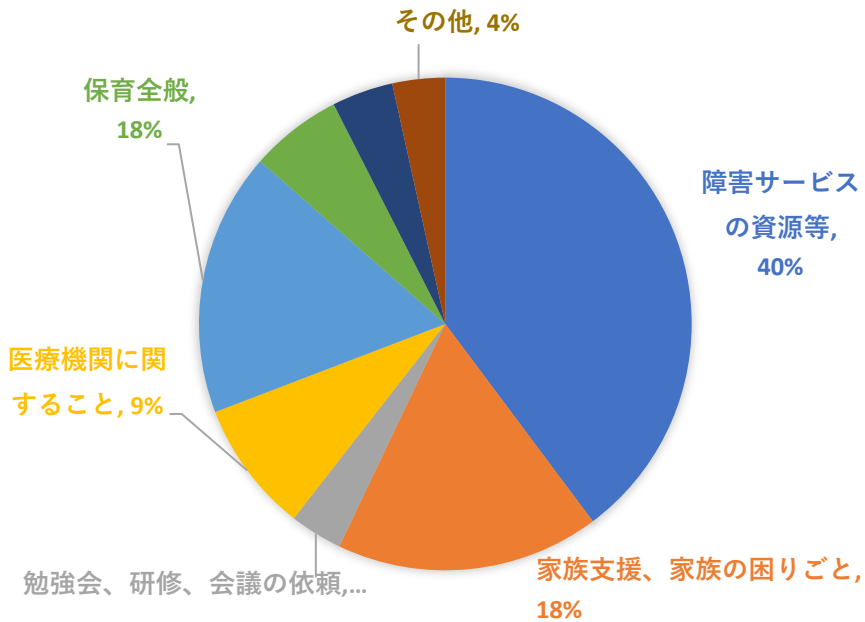
- ・ほとんどが電話相談
- ・保護者からの相談は全体の約5分の1
- ・市町村の障害担当課などの行政機関や相談支援事業所からの相談が多い。



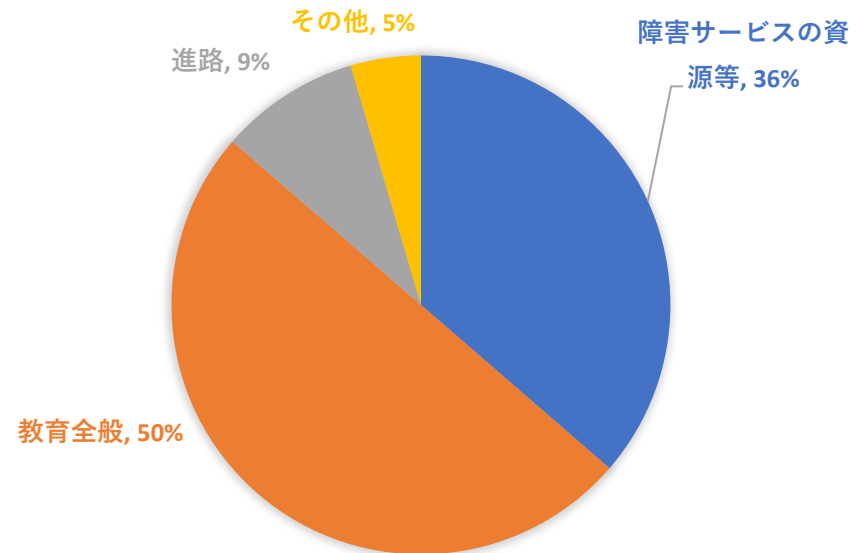
埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ②

5 医療的ケア児の相談内容の変化

<就学前>



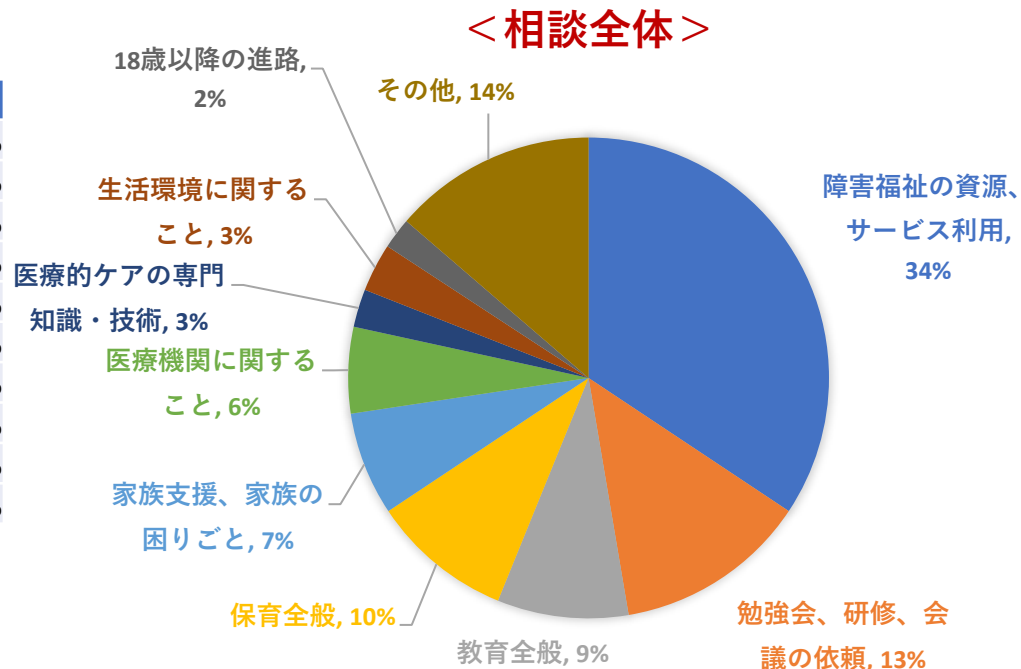
<学齢期>



埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ③

7 相談内容内訳（全体）

相談内容	件数	割合
障害福祉の資源、サービス利用	148	34%
勉強会、研修、会議の依頼	56	13%
教育全般	38	9%
保育全般	41	10%
家族支援、家族の困りごと	30	7%
医療機関に関すること	25	6%
医療的ケアの専門知識・技術	11	3%
生活環境に関すること	14	3%
18歳以降の進路	9	2%
その他	59	13%



- ・ 障害制度、資源の相談は、「レスパイト先を探している」「医ケア児者を受け入れている事業所を教えてくださいほしい」などが多い。→資源紹介
- ・ 保育や教育に関しては、関係機関（行政、保育、学校）からは「受け入れるためにどのような準備をすればよいか」、保護者からは「受け入れてもらうために支援してほしい」といった相談が多い。→事例紹介、訪問支援等

医療的ケア児と御家族の状況（実態調査）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/library-info/202201.html>

【調査概要】

1 調査目的

県内の在宅の医療的ケア児者等の実態調査を行い、市町村ごとの人数や年齢、当事者や家族のニーズを把握し、障害福祉施策の検討及び各市町村における支援体制構築に係る基礎資料を作成する。

2 調査対象者

(1) 医療的ケア児者 障害の発生が18歳未満で、日常的に医療的ケアが必要な児者

(2) 重症心身障害児者 障害の発生が18歳未満で、運動機能が座位まで、かつ知能（発達）発達指数35以下の障害児者

※知能（発達）指数が不明の場合は、運動機能が座位まで、かつ療育手帳④又はA所持者とする

3 調査方法 電子申請による

4 調査内容

(1) 基礎情報

氏名、性別、生年月日、住所、医療的ケアの有無、障害や病気の発症年齢、診断名、運動機能の障害、知的発達の段階、手帳の取得状況、日常的に必要な医療的ケアの内容、同居家族の状況、かかりつけ医療機関、利用可能な往診医、利用している訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所、現在の生活拠点、平日の日中に過ごしている場所、災害時に関すること。

(2) アンケート

日常生活に関すること、相談に関すること

5 調査期間 令和4年1月21日～3月31日

6 調査協力依頼機関

(1) 医療機関（病院）

(2) 特別支援学校、医療的ケア児が在籍する小中学校

(3) 市町村

(4) 県保健所、指定都市・中核市保健所

(5) 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

(6) 障害児通所支援事業所、障害児入所施設

(7) 訪問看護ステーション

7 回答者数 562名(県外、重複回答、明らかな調査対象外を除く)

(1) 医療的ケア児者 450名（重症心身障害児者に該当する場合も含む）、18歳未満は336名

(2) 重症心身障害児者等 112名

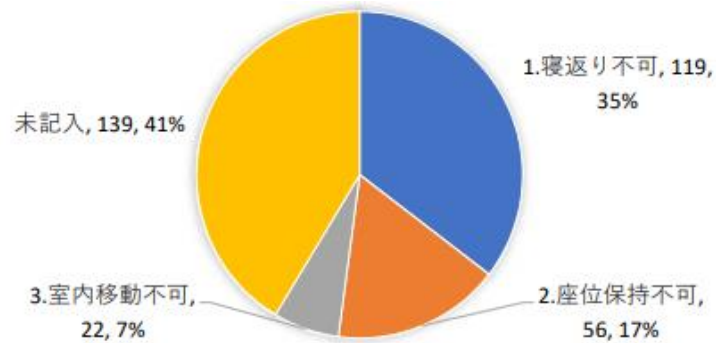


医療的ケア児と御家族の状況（実態調査）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

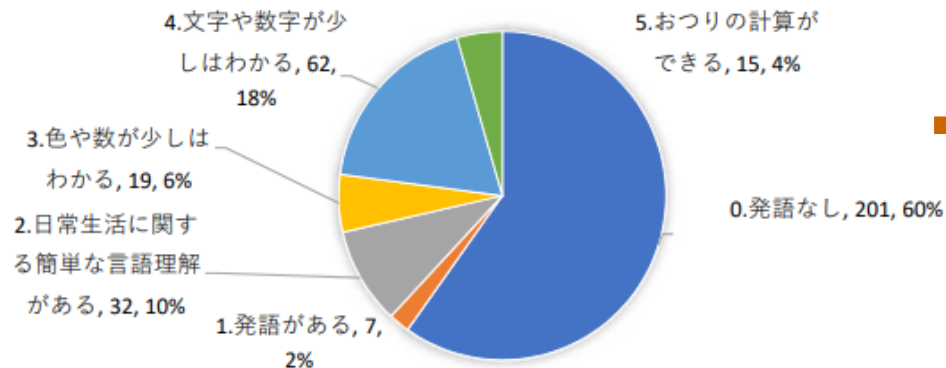
<18歳未満の医療的ケア児336名の状況>

①運動機能の障害



運動機能の重症度が高い

②発達段階



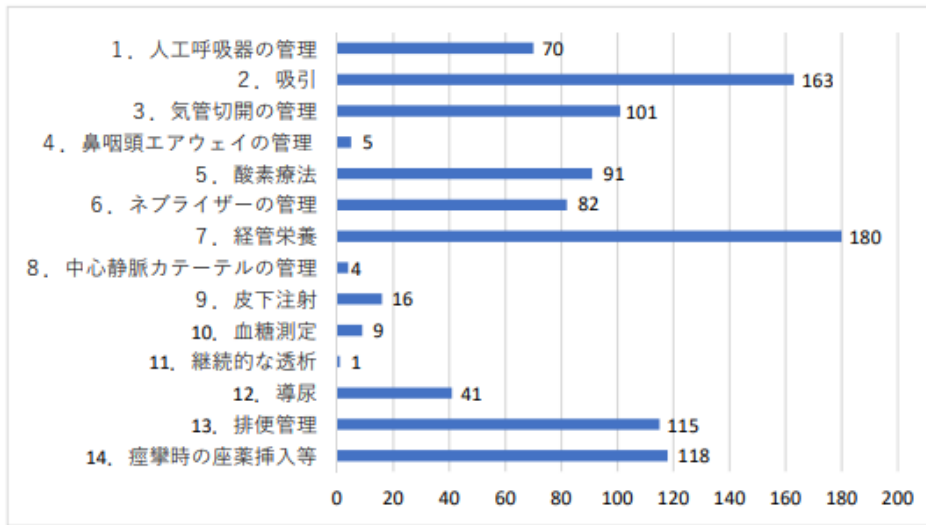
半数は発語がない

医療的ケア児と御家族の状況（実態調査から）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

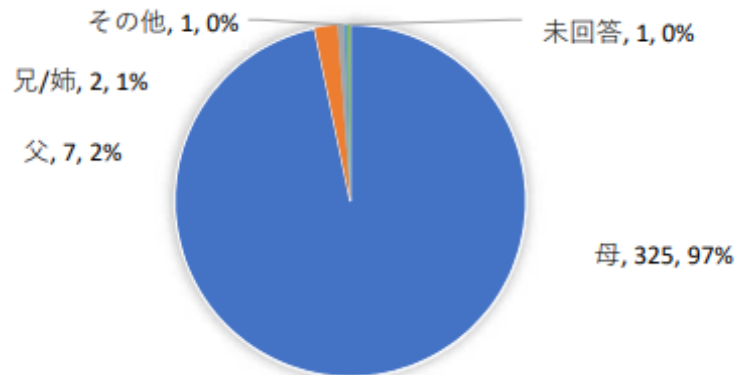
③日常的に必要な医療ケア

※複数回答



複数の医療的ケアが必要な児童が約66%

④主として介護（ケア）を行っている人

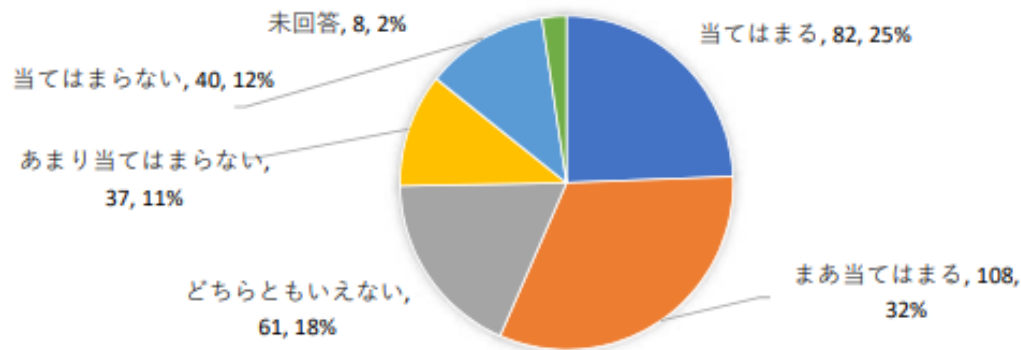


母親に負担が偏っている

医療的ケア児と御家族の状況（実態調査から）

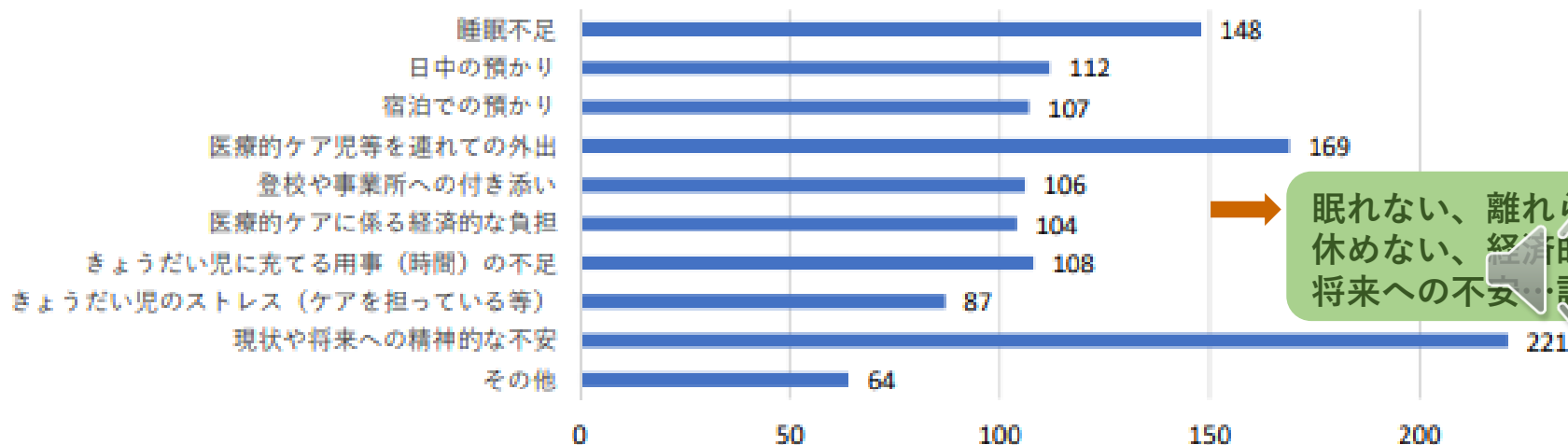
埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

⑤医療的ケア児のそばからひと時も離れられない



「当てはまる」「まあ当てはまる」が半数以上

⑥家族の課題や困りごと



眠れない、離れられない、休めない、経済的な負担、将来への不安、課題山積

課題、支援のポイント

① 医ケア児者を受け入れる事業所が少ない

通所施設で医ケア児者を受け入れたいが、看護師が見つからない。
相談支援事業所は、児童の計画相談を扱っているところが少ない。
18歳以降は特に受入れ先が少ない。

② 短期入所先が少ない

特に緊急レスパイト先の確保が困難。
一方で、体調不良等によるキャンセルで、急遽空きが出ることも多い。

③ 就園・就学への不安

受け入れの話し合いや準備がスムーズに進まないことも多く、保護者の不安が大きい。

④ 情報収集が難しい

利用できる資源があっても、まとめて情報発信している媒体がなく、保護者も支援者も情報を見つけ出すことが難しい。

⑤ 災害対策への支援

近年、大きな地震が起きており、災害時の不安が大きい。
個別避難計画の作成が進んでいない市町村がある。
非常用電源を含めた非常用具の準備、避難先の調整などが必要である。

